ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の１）及び２）の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。

１）手続開始の決定をうけていること。

２）手続き開始の決定後、以下の㋐～㋒を競争参加資格申請場所のいずれか１箇所に提出していること。

㋐　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

㋑　許可決定に伴い定款、役員等に変更が合った場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）

㋒　上記㋑に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

⑦　競争参加資格の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

⑵　技術力に関する要件

①　特定法人が保持する著作者人格権等に接触せず履行が可能である旨を証明できること。

②　当該設備に係る検査・試験等に関する自らの体制を有すること。

③　当該設備の改良完了後の保守体制を有すること。

⑶　実績に関する要件

平成19年度以降において、完成・引渡しが完了した下記同種業務の履行実績を有するもの。

同種業務：「道路情報設備」を納入又は改良した実績

5　手続等

⑴　担当部局

①　契約関係

〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７　国土交通省九州地方整備局　総務部契約課購買係　ＴＥＬ092―471―6331㈹（内線2539）

②　技術関係

〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７　国土交通省九州地方整備局　企画部情報通信技術課電気・基準係　ＴＥＬ092―471―6331㈹（内線3381）

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成29年６月１日（木）から平成29年６月21日（水）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日９時30分から18時00分まで。

交付場所等：⑴②に同じ。

⑶　参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成29年６月21日（水）18時00分

提出場所等：⑴①に同じ。持参、郵送（書留郵便等記録が残るもの）または電送（着信を確認すること）すること。

6　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口

5⑴①に同じ。

⑶　当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成29年８月７日（月）18時00分

⑷　詳細は説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kohirata Kouji, Director General of Kyushu Regional Development Bureau

⑵　Subject matter of service : Remodeling of integrate road information equipment 1 set

⑶　Time-limit to express interests : 6 : 00 P.M 21 June 2017

⑷　Contact point for the notice : Tomoyuki Suenaga Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7, Hakataekihigashi, Hakataku, Fukuoka-shi, Fukuoka-ken, 812―0013, Japan TEL 092―471―6331 EX. 2539

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第７９８号

札幌市東区東雁来10条２丁目１番６―102号

債務者　赤間　茂夫

1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８１３号

札幌市北区屯田４条５丁目８番18号

債務者　大友　英二

1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８２０号

札幌市中央区北１条西18丁目１番地31　アーバンヒルサッポロ402号

債務者　西山　貴之

1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８２６号

札幌市豊平区豊平８条８丁目２番19号　第16森宅建マンション１号

債務者　森部　由美

1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８３２号

北海道千歳市弥生２丁目２番31―17号　市営住宅祝梅団地

債務者　吉田　邦宏

1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４０号

千葉県東金市南上宿15番地７　ヴィラＵＫ103

債務者　香川　知政

1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第４４号

千葉県東金市滝沢712番地50

債務者　吉岡　和行

1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第２３号

新潟県三条市北入蔵２丁目10番12号　ラ・ソフィア・ヴィラージュＥ―４

債務者　安達　　裕

1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第２４号

新潟県燕市小高1497番地２　モンパレス燕第２　１号館　102号

債務者　大鷹　直樹

1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで　新潟地方裁判所三条支部